

衆議院文教委員会附帯決議

日本育英会法改正に対する附帯決議 (衆議院文教委員会附帯決議)

政府は育英教養事業の重要性にかんがみ、左記事項の実現に適切な措置を講ずるべきである。

- 一 憲法、教育基本法<sup>ニ</sup>の精神にのっとり、教育の機会均等の実現のため、育英教養制度の拡充に努めること。
- 二 育英教養事業の予算の増額を確保し、貸与人員、貸与月額<sup>の</sup>の拡充に努めること。
- 三 育英教養事業は、無利子貸与制を根幹とし、その充実改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、補充措置とし、財政が好転した場合には検討すること。
- 四 有利子貸与の利率は、長期低利を将来にわたっても維持し、奨学生<sup>の</sup>の返還負担が過重にはならないようにすること。
- 五 奨学生<sup>の</sup>の選考については、まことに経済的基準を重視し、その収入限度額を大幅に引き上げるよう努めること。
- 六 日本育英会の教養金受給者数の国公立と私立との格差の是正に努めること。また、私立助成の拡充に努めること。
- 七 国の補助や規制上の措置の活用等により、地方公共団体の行う育英教養事業及び育英教養法人の育成に努めること。
- 八 返還免除制度は堅持するよう努めること。
- 九 国際人権規約第三條<sup>二(り)</sup>及び<sup>三(ら)</sup>については、諸報の動向をみて留保の解除を検討すること。

右決議する。

※ 自、社、公、民、社、民、連、提、出 — 可決(全会一致)(共一棄権)

日本育英会法案に対する附帯決議 (94.7.26 参議院委員会)

政府及び日本育英会は憲法、教育基本法、の精神にのっとり教育の機会均等を  
実現することの重要性にのみならず、育英会事業の拡充を図るため左記事項の実現  
について適切な措置を講ずべきである。

一 日本育英会の貸与人員及び貸与月額額の拡充を図るため、その予算の増額等  
に努めること。

二 育英会貸与事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実に努めると  
ともに、有利子貸与制度はその補充措置とし、財政が好転した場合には廃止  
等を含めて検討すること。また有利子貸与の利率は、将来にわたって引き上  
げることなく、長期低利を維持し、奨学生への返還金の負担軽減に努めること。

三 奨学生の奨考については、主として経済的基準を重視し、その収入限度額を  
大幅に引き上げるなど基準のより適正化に努めること。

四 奨学金貸与人員の国公立と私立との格差の是正に努めること。また、私立  
助成の拡充に努めること。

五 返還免除制度は堅持するよう努めること。

六 国の補助や税制上の優遇措置の活用等により、地方公共団体の行う育英会  
事業及び育英会法人の育成に努めること。

七 国際人権規約第十三条二項(b)及び(c)については、諸般の動向を注視の態  
を維持すること。

右、決議する。

※ 自・社・公・民提出 ― 可決 (共 ― 賛成 参の会 ― 反対)